

吹田市介護老人保健施設の譲渡に係る諸条件

吹田市介護老人保健施設の譲渡に際し、譲渡先法人は以下に示す諸条件を遵守するとともに、運営内容の向上に積極的に努めること。また、●●法人としての創意と工夫を行い、地域への貢献を図り、利用者に対するサービス及び施設運営全体における質の向上等に努めること。

なお、諸条件の履行状況を確認するため、市が必要と認めるときは、実地調査を行うことがある。また、市が必要と認めるときは、利用状況や収支状況などの情報提供の求めに応じること。

1. 譲渡後に実施する事業

次に示す事業（以下、「指定事業」という。）を実施すること。

- (1) 介護老人保健施設事業（介護保険法第8条第28項）、短期入所療養介護（空床利用）（介護保険法第8条第10項）、介護予防短期入所療養介護（空床利用）（介護保険法第8条の2第8項）、通所リハビリテーション（介護保険法第8条第8項）、介護予防通所リハビリテーション（介護保険法第8条の2第6項）、訪問リハビリテーション（介護保険法第8条第5項）、介護予防訪問リハビリテーション（介護保険法第8条の2第4項）を令和9年10月1日から令和19年9月30日までの10年間実施すること。
- (2) 介護保険施設事業（介護保険法第8条第25項）を令和19年10月1日から令和34年9月30日までの15年間実施すること。

2. 指定事業の取決事項

(1) 共通事項

- ア 社会福祉法をはじめとする関連法令を遵守し、地域における社会福祉の推進を図り、施設の管理運営を適切に行うこと。
- イ 本市の保健福祉事業・防災事業に協力すること。
- ウ 近隣の施設等との事業連携に積極的に努めること。
- エ 譲渡先法人の定款で定める社会福祉事業、公益事業、収益事業の範囲内で、施設を活用し、多様な事業を実施することは可能とするが、指定事業に支障のない範囲で実施すること。
- オ 敷地内に新たな施設を整備することは可能とするが、建築基準法等の基準

を遵守し、必要に応じて近隣住民に丁寧の説明を実施し、理解を得た上で、実施すること。

カ 円滑に施設の管理運営やサービスの提供を実施できるよう引継ぎを受けること。

なお、職員の派遣費用など引継ぎに要する譲渡先法人に係る経費については譲渡先法人が負担すること。

キ 利用者とのなじみの関係の維持や円滑な移行のため、現在の施設職員が雇用を希望する際は原則採用すること。なお、勤務条件等については、これまでの職務経験や現在の役職等を尊重し、真摯に対応すること。

ク 譲渡を受けた土地、建物及び物品に係る修繕、改修、補強、更新、それらに係る調査については、譲渡先法人の責任と負担により実施すること。

ケ 土地の樹木等の剪定及び除草等を定期的の実施し、近隣住民にも配慮した施設管理を行うこと。

コ 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、次の額に相当する現金、普通預金又は当座預金等を、自己資金として確保していること。

【年間事業費の1/2分の1以上に相当する額】

※年間事業費とは、「資金収支（見込み）計算書」の経常支出額を算定基礎とする。年間事業費は1年目の収支を基礎として差し支えないが、上記相当額は最低基準であり、事前の職員採用なども想定し、実際に必要な運転資金を確保しておくこと。

(2) 施設運営

ア 介護老人保健施設の経営を実施するにあたり、定款の整備や介護老人保健施設の設置届など施設開設に必要な手続を行うこと。

イ 施設職員は、国の定める職員の資格要件を有する者を、介護老人保健施設の職員配置基準以上配置すること。

ウ 利用者及び身元引受人、地域の関係者、ボランティア等との話し合いに真摯に応じ、これまでの地域貢献活動の継続を前提に、地域に根ざした施設づくりに努めること。

エ 研修の受け入れ要請があった場合は積極的に受け入れること。

オ 運営方法等に変更がある場合は、利用者に対して丁寧に説明を行うなど、不安感を与えないよう努めること。

カ 利用者の高齢化の進行に伴う介護の必要性から、介護サービス事業者、介

護保険施設との連携を密にし、必要に応じ、より専門的処遇、サービスの調整に努めること。

キ 本市から入所等の相談があった場合は真摯に応じること。

ク 譲渡後の施設名称については、譲渡先法人の判断とする。ただし、「吹田市介護老人保健施設」の名称を継続して使用することはできないものとする。
なお、施設の名称変更に伴い発生する費用については、譲渡先法人で負担すること。